

# 「北海道の食」ブランド キャッチフレーズ・ロゴマーク 使用要領

(趣旨)

第1 この要領は、「北海道の食」ブランドを象徴的に表現するキャッチフレーズ（「食絶景北海道」）及びロゴマーク（「食絶景北海道」及びロゴタイプ。以下、「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2 「北海道の食」ブランドを象徴的に表現するキャッチフレーズ及びロゴの使用については、イベント等の機会における活用等を通じ、道産食品のブランド力向上を図ることを目的とするものであり、キャッチフレーズ及びロゴを使用する者あるいは事業やサービス等の内容などを保証するものではない。

(マニュアル)

第3 キャッチフレーズ及びロゴの使用にあたり、次のマニュアルを定める。

- (1) 「北海道の食」ブランド キャッチフレーズ・ロゴマーク 使用マニュアル  
キャッチフレーズ及びロゴの使用に関し、必要な事項を定める。
- (2) 「北海道の食」ブランド ロゴマーク デザインマニュアル  
ロゴの基本デザイン及び基本セットパターン等を定める。

(使用対象)

第4 ロゴを使用できる者（以下、「使用者」）は、北海道及び第7で適合の通知を受けた者とする。

(使用届)

第5 北海道以外の者が使用する場合は次の書類を添付の上、使用開始2週間前までに「使用届出書（第1号様式）」を北海道へ提出することとする。

- (1) 使用デザイン案
  - (2) 会社等の概要がわかる資料（個人の場合はキャッチフレーズ及びロゴ使用に関する活動の概要がわかる資料）
- 2 使用届出書を提出した者が届出内容を変更しようとする場合は、その都度、使用届出書に使用デザイン案を添えて提出することとする。

(使用基準)

第6 キャッチフレーズ及びロゴの使用目的又は使用・表示方法が次のいずれかに該当する場合は、使用できないものとする。

- (1) 北海道の信用又は品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (3) 販売目的の商品自体や容器・包装等に使用する場合
- (4) 特定の政治活動（選挙運動を含む）、宗教活動や個人の売名行為に関すると認められる場合
- (5) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (6) ロゴの基本デザイン及び基本セットパターンに適合していないと認められる場合
- (7) 前各号のほか、北海道が適当でないと認めた場合

(確認及び通知)

第7 北海道は、第5で提出のあった使用届出書の内容を確認し、使用に適合するか否かを文書（第2～4号様式）で通知する。

- (1) ロゴの使用料は無料とする。
- (2) 各種印刷物等にキャッチフレーズ及びロゴを使用する際にかかる費用は使用者が負担するものとする。

(遵守事項)

第8 使用者は、第3で定めた「使用マニュアル」及び「デザインマニュアル」に基づく他、次に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 使用者が北海道以外の場合は、第5で届出した内容にのみ使用し、北海道が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた規格からデザインを選択するものとし、その一部のみ使用、他の図形や文字と組み合わせ使用しないこと。
- (3) ロゴの形状、配列、間隔や色調などは加工しないこと。
- (4) ロゴの天地の1/6を保護エリアとし、周囲に文字や図形が配置されている場合、又は背景が複雑なパターンや濃い色の場合は、保護エリアの空間を設けること。
- (5) 濃い配色を背景に使用する場合など、ロゴが見えにくい時は、白色（白抜き）のネガティブ表示とすること。
- (6) 大きさは任意とし、縦横比は変更しないこと。ただし、ロゴの最小使用幅は横配列の場合は27mm、縦配列の場合は33mmとする。  
※横 27～23 mmまでは極小タイプを使用（最小サイズは23 mmまで）  
※縦 33～27 mmまでは極小タイプを使用（最小サイズは27 mmまで）

(7) 使用にあたっては、キャッチフレーズ及びロゴのイメージを損なう使用をしないこと。また、北海道のイメージアップが図られるよう努めること。

(著作権)

第9 ロゴに関する著作権は北海道に帰属する。

(不正な使用に対する措置)

第10 北海道は、この要領に定める事項に違反してキャッチフレーズ及びロゴを使用している者に対し、使用方法の遵守や使用の自粛を求めることができる。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附則

1 この要領は、令和2年1月24日から施行する。